質 問 第 六 号昭和五十六年十月二十三日提出

川崎物産株式会社の税法違反・労働基準法違反に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十六年十月二十三日

提 出 者 竹

内

猛

議 長 福 田 殿

衆

議

院

Ш 崎 物 産 株式 会 社 \mathcal{O} 税法 違 反 労 働 基準 法 違 反に 関 する 質 間 主 意

||崎 物 産 株 式 会社 代代 表 取 締 役 横 田 修 治) は 昭 和二 + 七 年水戸市三ノ 丸一 匹 七 に 設立さ

れ、

業

務

内

容

業績

の拡

大に

伴

, ,

漸

次営業部

門ごとに子

会

社

を

設立

し、

餇

料、

貴

金

属

石

油

及

てバ

れ

て

お

り、

昭

和五十六

年九月

月八

日

現 在

兀

七

名

0

社

員

が

勤

務

Ļ

労働

組

合

は

未

結

成で

あ

る。

燃 料、 衣 類、 生 活 用 品等 を輸 入販 売 して 1 る商 社 で、 昭 和 五. + 五. 年 ·度決 算 は 約 八 \bigcirc 億 円 と報

し、 Ш 実 崎 際 物 12 産 支 株 払 式 会 0 社 た 支 は 給 昭 和 額 五 \mathcal{O} + 倍 額 年 \mathcal{O} 度、 賞 与 五. を 支 十三 給 年 L 度、 た旨、 五 虚 + 偽 五. 年 \mathcal{O} 度 法 人 کے 税 隔 申 年 告 \mathcal{O} を 社 L 員 た。 \mathcal{O} 賞 ک 与 支 \mathcal{O} 払 た め 1 に 社 際

員

例 を 挙 げ ると、 青 柳 弘 は 昭 和 五. + 年度 \mathcal{O} 実際 \mathcal{O} 所得三○八万三、○三八円で あ る に t か は、

地

方

税等

 \mathcal{O}

税

負

担

を

強

l,

5

れ

損害、

を

余

儀

な

<

さ

れ

て

1

る。

か わ らず、 会社は、 三九三万三、〇三八円の所得が あ つたものとして一六万四、 二〇〇円 0 所 得 税

さ れ ま た旅 た 行 Ш ŧ 崎 積立 物 産 金 株 一で賄 式 会 社 つて \mathcal{O} 7 社 る。 員 は 慰 L か 安 旅 L 会 社 行 費とし は、 社 7 員 給 0 与 の 二 慰 安 旅 % 行 を 費 積 とい み <u>\(\frac{1}{2} \)</u> う名 てて 目 お り、 で 中 小 実 企 際 業 に が 実 生 施

七、

 \bigcirc

五.

 \bigcirc

円

は

青

柳

弘

が

支

払

0

た。

き残 \mathcal{O} 慰 る 安 た 旅 8) 行 に は 香 必 要 港 な 方 交 面 際費を に 行 わ 捻 れ、 出 し そ て 0 1 帰 る 途、 八 社 月二 員一人に二〇 日 横 田 取 締 本 役談)。 以 Ĺ \mathcal{O} 高 さら 価 な に、 洋 酒 Ш を 崎 持 物 5 産 帰 株 式 ら 会社 せ、

会社の倉庫に集め、処理している。

これ らが 税 務当 局 に · 発 覚 調 査 されることになったところ、 会社は、 発覚 した原 因 を前 記 \mathcal{O}

青 柳 弘 (勤 続 五. 年 八カ 月)、 島 田 俊 男 (勤 続 九年六ヵ月) らの投書によるものとして、 昭 和 五. +

六 年六 月二十六 日 付 配 置 転 換 分と解 雇 を言 1 渡 Ĺ た。

な お 給 与 \mathcal{O} 未 払 ****\ 退 職 金 等 \mathcal{O} 取 扱 1 に 0 1 て は、 昭 和 五. + 六 年 九 月 八 日 水 戸 地 方 裁 判 所 及

び水戸警察署に提訴・告発している。

従つて、次の事項について質問する。

0) 脱 税 が 投 書 に ょ り 発覚 したとし 宁 館 税 務署長、 特 別 玉 税 調 査 官 は、 投 書 に ょ る ŧ \mathcal{O} で

は なく自 主 的 に 実 施 L たと七月二十一 日 \mathcal{O} 私 \mathcal{O} 調 査 で は 口 答 L て 7 る。)、 善 良 な 社 員 に 疑 1 を

か け、 突 然 解 雇 したことは 基 本 的 人権 のじゆ うり んであ ると思うがどうか。 ま た、 兀 七 名が

働 < 職 場 に · 労 働 組 合を作ろうとす る責任者 を常 に 解雇 し、 弾 圧 を 加 えて 7 る \mathcal{O} は 労 働 基 準 法 に

違反すると思うが、実態はどうか。

賞与支給額 の虚偽申告は、 法人税法・所得税法違反、 印鑑 \mathcal{O} 無断使用違反と思われるがどう

か。

三 慰安旅行費という名目で交際費を捻出したことは、 税務署 \mathcal{O} 指 導によるものとの会社 の話だ

が、 税 務署はどんな税法 \mathcal{O} 何 条に よるもの か、 明 示されたい。

兀 社 員 に 洋 酒 を持 た帰ら せ、 会社 で 処 理していることは関 税 法違反にならない かどう か。 なら

ないとしたらその法的根拠を明示されたい。

右質問する。